

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010函第32号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年6月13日（日） 15時00分ごろ	
発生場所	北海道石狩市親船町沖 石狩湾港北防波堤北灯台から真方位094° 1.4海里付近 （概位 北緯43° 13.6′ 東経141° 19.3′）	
事故等調査の経過	平成22年6月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 水上オートバイ MJ-XL1200LTD、5トン未満 200-33901北海道、個人所有</p> <p>B 水上オートバイ 760RZ、5トン未満 200-29106北海道、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、特殊小型船舶操縦士</p> <p>B 操縦者B、操縦免許なし</p>	
死傷者等	<p>A なし</p> <p>B 負傷 2人（操縦者B、同乗者）</p>	
損傷	<p>A 船首右舷側の防舷帯脱落及び擦過傷</p> <p>B 船首左舷側から中央部の圧壊</p>	
事故等の経過	<p>A船及びB船は、親船町沖において、バナナボートの側方警戒及び‘バナナボートから落水した乗船者’（以下「落水者」という。）の救助に当たっていた。</p> <p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、停止状態のバナナボートの右側に着け、落水者をバナナボートに乗り込ませるための支援を行ったのち、バナナボートから離れるために機関を始動してハンドルを右一杯に切って約10km/hの速力で旋回中、B船は、操縦者Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せてA船の右舷後方を航行中、平成22年6月13日15時00分ごろ、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 満潮時</p>	
その他の事項	船長Aは、A船の左舷船尾部がバナナボートに当たらないよう気にしながら操船していたため、右舷後方から接近するB船に気付かなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、親船町沖において、落水者をバナナボートに乗り込ませるための支援を終え、バナナボートから離れようとして右旋回中、船長Aが、A船の左舷船尾部がバナナボートに当たらないよう気にしながら操船していたことから、右舷後方か</p>

		<p>ら接近するB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、親船町沖において、A船の右舷後方を航行中であったものと考えられるが、操縦者Bから情報が十分に得られなかったため、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因		<p>本事故は、親船町沖において、A船がバナナポートから離れようとして右旋回中、B船が航行中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>